

全建事発第 153 号
令和 4 年 2 月 22 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の
変更及び期間の延長（令和 4 年 2 月 18 日）に伴う工事等の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 18 日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等
対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、
山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県を除外した 1 都 1 道 2 府 27 県に
変更するとともに、実施期間について、同月 10 日付で延長を決定した区域以外
も 3 月 6 日まで延長する決定がなされたことを踏まえ、国土交通省より、施工
中の工事等における感染拡大防止措置への適切な対応等について、別添のとおり
通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の
皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp